

神奈川県
秦野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
〈新規立地〉 30,000 (土地を賃借する場合 15,000) 〈施設再整備〉 30,000 (中小企業 15,000)	—	(東名秦野テクノパーク、 工業専用地域、工業地 域(新規立地については 工業地域を除く)) 課税免除	固定資産税 都市計画税	4年間 (事業を開始した 年の翌年度から)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
秦野市	〈新規立地〉30,000 (土地を賃借する場合 15,000) (施設再整備)30,000 (土地を賃借する場合 15,000) 〈対象業種〉 製造業(商品企画及び研究開発に限る)、情報通信業、運輸業・郵便業(倉庫業を除く)、卸売業、小売業、金融業、保険業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業(国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第6条第1項第1号イからハまでに掲げる基準を満たすホテルに限る)、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療(一般病院又は分娩を扱う有床診療所に限る)等 〈事業用施設の要件〉 事業用施設の敷地面積が1,000㎡以上であること		(近隣商業地域、商業地域及び立地推進指定地域)課税免除 ※固定資産税等が法律により減免され非課税となる事業所は投下資本額の5%(上限1億円)を交付	固定資産税 都市計画税	4年間 (事業を開始した年の翌年度から)

	建築物の容積率が上限の3／5以上で地階を除く階数が3階以上であること				
--	------------------------------------	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
秦野市企業立地促進制度 (雇用促進奨励金)	H16. 4	〈対象事業〉 ○研究開発型の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築 [新規立地] ○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億 5, 000 万円以上) [施設再整備] ○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億 5, 000 万円以上) ○次のいずれかに該当するものを合わせて 10 人以上(中小企業者にあつては5人以上、本社機能を本市内に移転した場合は 1 名以上)雇用し、かつ1年以上継続して雇用 (1) 新規に秦野市に住所を有する者で、新規に雇用(雇用の始期が操業を開始する日の前後6ヶ月以内に限る)されたもの (2) 従業員のうち、操業を開始する日の前後 6 か月以内に秦野市に転入したもの 〈対象地域〉 ○東名秦野テクノパーク	奨励金 ○1人につき 30 万円 ○1企業1回限り、600 万円を限度
		〈対象事業〉 ○製造業又は情報通信業の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築 [新規立地] ○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億 5, 000 万円以上) [施設再整備] ○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億 5, 000 万円以上) ○次のいずれかに該当するものを合わせて 10 人以上	

		(中小企業者にあつては5人以上、本社機能を本市内に移転した場合は 1 名以上)雇用し、かつ1年以上継続して雇用 (1) 新規に秦野市に住所を有する者で、新規に雇用(雇用の始期が操業を開始する日の前後6ヶ月以内に限る)されたもの (2) 従業員のうち、操業を開始する日の前後 6 か月以内に秦野市に転入したもの 〈対象地域〉 ○工業専用地域、工業地域(新規立地については工業地域を除く)	
秦野市企業立地促進制度 (企業立地等奨励金)	H16. 4	〈対象事業〉 ○研究開発型の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築 [新規立地] ○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億 5,000 万円以上) [施設再整備] ○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億 5,000 万円以上) 〈対象地域〉 ○東名秦野テクノパーク 〈対象事業〉 ○製造業又は情報通信業の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築 [新規立地] ○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億 5,000 万円以上) [施設再整備] ○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億 5,000 万円以上) 〈対象地域〉 ○工業専用地域、工業地域(新規立地については工業地域を除く)	奨励金 ○投下資本額の 10 分の 1 に相当する額 ○同一の敷地内について1回限り、5,000 万円を限度

秦野市企業立地促進制度 (市内企業活用奨励金)	H16.4	(対象事業) ○研究開発型の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築 [新規立地] ○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上) [施設再整備] ○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億5,000万円以上) ○建設工事や生産設備の導入を市内企業(その企業が一次下請事業者である場合を含む)に発注 〈対象地域〉 ○東名秦野テクノパーク 〈対象事業〉 ○製造業又は情報通信業の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築 [新規立地] ○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上) [施設再整備] ○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億5,000万円以上) ○建設工事や生産設備の導入を市内企業(その企業が一次下請事業者である場合を含む)に発注 〈対象地域〉 ○工業専用地域、工業地域(新規立地については工業地域を除く)	奨励金 ○発注額の100分の5に相当する額 ○同一の敷地内について1回限り、300万円を限度
------------------------------------	--------------	---	---

秦野市企業立地促進制度 (見学・体験施設設置奨励金)	H16. 4	(対象事業) ○研究開発型の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築 [新規立地] ○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億 5,000 万円以上) [施設再整備] ○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億 5,000 万円以上) ○見学・体験施設(一部でも可)を設置し、かつ、操業を開始する日から1年6か月以内に見学・体験事業を開始 〈対象地域〉 ○東名秦野テクノパーク	奨励金 ○建物の設置費に相当する額を占有面積の割合で按分して得られた額の100分の5に相当する額 ○同一の敷地内について1回限り、300万円を限度
		〈対象事業〉 ○製造業又は情報通信業の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築 [新規立地] ○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億 5,000 万円以上) [施設再整備] ○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億 5,000 万円以上) ○見学・体験施設(一部でも可)を設置し、かつ、操業を開始する日から1年6か月以内に見学・体験事業を開始 〈対象地域〉 ○工業専用地域、工業地域(新規立地については工業地域を除く)	

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
秦野市商業地における企業立地促進制度 (雇用促進奨励金)	H4. 3	〈対象事業〉 ○製造業(商品企画及び研究開発に限る)、情報通信業、運輸業・郵便業(倉庫業を除く。)、卸売業、小売業、金融業、保険業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業(国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第6条第1項第1号イからハまでに掲げる基準を満たすホテルに限る)、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療(一般病院又は分娩を扱う有床診療所に限る)等の事業用施設の新設又は施設再整備 [新規立地] ○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上) [施設再整備] ○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上) ○秦野市に住所を有する者を新規に雇用し、かつ1年以上継続して雇用 〈対象地域〉 ○近隣商業地域、商業地域及び立地推進指定地域	奨励金 ○1人につき30万円 ○1企業1回限り、600万円を限度